⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 4 and 5 of the MAFF's Bylaws of Contractual Procedure. (Details described in the tender documentation)

② have Grade "A in the services" in terms of the Qualification for participating in Tenders MAFF

⑺ Time limit for tender : 2 : 00 PM 10, September, 2009

⑻ Contact Point for the notice : Masako Saitou, Account Div., Financial Affairs Dept, MAFF 4―1―1, Toranomon Minato-ku, Tokyo 105―8080 Japan. TEL 03―3432―8118

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月21日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長　三浦健太郎

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

○第１号

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　伊江農業水利事業　伊江地下ダム第二期建設工事（電子入札対象案件）

⑶ 工事場所　沖縄県国頭郡伊江村字東江上地内

⑷ 工事内容

① 止水壁工　Ｌ＝311.40m
施工始点　測点№17＋23.635
施工終点　測点№23＋35.035
施工面積　19,608㎡
締切面積　15,719㎡

② 仮設工　一式

⑸ 工期　平成23年３月23日まで（予定）

⑹ 使用する主要な資機材　生コンクリート、セメント（普通ポルトランドセメント）2,900ｔ、調整スラグ2,800ｔ、ベントナイト320ｔ、フライアッシュ560ｔ

⑺ 本工事は、入札時に品質・性能の向上及びコスト縮減の技術提案（以下「ＶＥ提案」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、品質・安全等の確保がされないおそれのある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑻ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、入札時のＶＥ提案範囲は対象としない。

⑼ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑽ 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）として資格認定を受けた者であること。

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶ 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸ 沖縄総合事務局における「農林土木工事」の一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、（単体又は特定ＪＶの代表者は、1,250、特定ＪＶの構成員は、1,000）点以上であること。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹ 施工実績

① 単体又は特定ＪＶの代表者は平成６年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる②の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

② 原位置攪拌工法による止水壁、土留壁等において掘削深度30m以上の柱列式地下連続壁（以下「止水壁工事」という。）の施工した実績を有する工事とする。

③ 特定ＪＶの構成員は、平成６年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる④の同種工事の施工実績を有すること。

④ 施工高５m以上の土留壁（重力式擁壁、ブロック積擁壁、鋼矢板土留擁壁等）の施工実績及び現場打設150㎥以上のコンクリート構造物の施工実績を有する工事とする。なお、施工高５m以上の土留壁の施工実績と現場打設150㎥以上のコンクリート構造物については、同一工事でなくとも良い。

⑺ 施工計画当等が適正であること。

① ＶＥ提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。なお、ＶＥ提案に基づく施工計画を併せて提出すること。

② 上記①のＶＥ提案が適正と認められない場合、また、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

③ 上記①、②の施工計画が適正と認められない場合は、競争参加資格を認めない。

⑻ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。なお、当該実績が各地方農政局等の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る））の資格を有する者

イ 建設業法第15条第２号で定められている者のうち一級土木施工管理技士以外の者とする。

② 平成６年４月１日以降に、上記２の⑹に掲げる工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び管理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑼ 本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。